

○国土交通省告示第七百八十五号

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和元年

経済産業省  
国土交通省 令第

三号）の施行に伴い、及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第七条の規定を実施するため、建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成二十八年国土交通省告示第四百八十九号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和元年十一月十五日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

名 冊 総	名 冊 編
<p>建築物の販売又は賃貸を行う事業者（以下「販売・賃貸事業者」という。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第7条の規定に基づき、次に定めるところにより、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めるものとする。</p> <p>1. 遵守事項</p> <p>販売・賃貸事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示する場合には、（1）の表示事項について、（2）の表示方法により、（3）に留意して、表示するよう努めるものとする。ただし、法第36条第3項の規定に基づき表示を付する場合にあつては、本指針で定めるところにより表示をしたものとする。</p> <p>（1） 表示事項</p> <p>表示を行う事項は次のとおりとする。ただし、⑤から⑦までの設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量は、非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下同じ。）にあつては同号イの設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法、同号ロの設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により算出された数値から、同令第2条第1項及び第3条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値とし、住宅（同令第1条第1項第2号に規定する住宅をいう。以下同じ</p>	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第6条第2項に規定する住宅事業建築主その他の建築物の販売又は賃貸を行う事業者（以下「販売・賃貸事業者」という。）は、法第7条の規定に基づき、次に定めるところにより、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めるものとする。</p> <p>1. 遵守事項</p> <p>販売・賃貸事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示する場合には、（1）の表示事項について、（2）の表示方法により、（3）に留意して、表示するよう努めるものとする。ただし、法第36条第3項の規定に基づき表示を付する場合にあつては、本指針で定めるところにより表示をしたものとする。</p> <p>（1） 表示事項</p> <p>表示を行う事項は次のとおりとする。ただし、⑤から⑦までに掲げる事項については、非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下同じ。）にあつては同号イの設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法、同号ロの設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により、住宅（同令第2号に規定する住宅をいう。以下同じ。）にあつては同号ロ（1）の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を</p>

。)にあつては同号ロ(1)及び(2)の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により算出された数値から、同令第4条第1項及び第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値とし、複合建築物(同令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。)にあつては同項第3号ロ(1)の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法により算出された数値から、同令第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値とする。

①～⑥ (略)

⑦ 設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を超えないとき(住宅にあつては、基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準に適合している場合を、複合建築物にあつては、非住宅部分が同項第1号に適合し、かつ、住宅部分が同項第2号ロに適合している場合を含む。)は、その旨

⑧～⑩ (略)

(2) (略)

(3) その他の事項

外皮性能を表す数値を表示する場合にあつては、非住宅建築物にあつては年間熱負荷係数(基準省令第10条第1号イの屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値をいう。以下同じ。)を、用途及び同令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び(ii)の地域の区分(以下「地域の区分」という。)に応じて基準省令別表に掲げる数値で除した数値(非住宅建築物を二以上の用途に供する場合にあつては、同令第10条第1号イの各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じ

適切に評価できる方法と認める方法により、複合建築物(同項第1号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。)にあつては同項第3号ロ(1)の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法によりそれぞれ算出された数値から、基準省令第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値とする。

①～⑥ (略)

⑦ 設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を超えないとき(住宅にあつては、基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準に適合している場合を、複合建築物にあつては、非住宅部分が同項第1号に適合し、かつ、住宅部分が同項第2号ロに適合している場合を含む。)は、その旨

⑧～⑩ (略)

(2) (略)

(3) その他の事項

外皮性能を表す数値を表示する場合にあつては、非住宅建築物にあつては年間熱負荷係数(基準省令第10条第1号イの屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値をいう。以下同じ。)を、用途及び基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分(以下「地域の区分」という。)に応じて基準省令別表に掲げる数値で除した数値(非住宅建築物を二以上の用途に供する場合にあつては、基準省令第10条第1号イの各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じ

た同令別表に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除した数値とする。)又は国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により算出された数値を、住宅にあつては同令第1条第1項第2号イ(1) (i) 及び(2) (i) の外皮平均熱貫流率若しくは冷房期の平均日射熱取得率、同号イ(1) (ii) 及び(2) (ii) の住棟単位外皮平均熱貫流率若しくは住棟単位冷房期平均日射熱取得率又は国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により算出された数値を、複合建築物の非住宅部分にあつては年間熱負荷係数を用途及び地域の区分に応じて同令別表に掲げる数値で除した数値(複合建築物の非住宅部分を二以上の用途に供する場合にあつては、同令第10条第1号イの各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同令別表に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除した数値とする。)を、複合建築物の住宅部分にあつては同令第1条第1項第2号イ(1) (i) 及び(2) (i) の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率又は同号イ(1) (ii) 及び(2) (ii) の住棟単位外皮平均熱貫流率若しくは住棟単位冷房期平均日射熱取得率を、それぞれ表示すること。

## 2. 推奨事項

販売・賃貸事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示する場合には、次の事項に配慮するものとする。

### (1) 表示事項

表示を行う事項については、1の(1)の表示事項に加え、一次エネルギー消費量を算出した場合にあつては、基準一次エネルギー消費量及び設計一次エネルギー消費量を表示することが望ましい。この場合において、非住宅建築物にあつては基準省令第1

令別表に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除した数値とする。以下同じ。)又は国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により算出された数値を、住宅にあつては同号イ(1) (i) の外皮平均熱貫流率若しくは冷房期の平均日射熱取得率又は国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により算出された数値を、複合建築物にあつては同号イ(1) (i) の外皮平均熱貫流率又は冷房期の平均日射熱取得率及び年間熱負荷係数を用途及び地域の区分に応じて基準省令別表に掲げる数値で除した数値を、それぞれ表示すること。

## 2. 推奨事項

販売・賃貸事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示する場合には、次の事項に配慮するものとする。

### (1) 表示事項

表示を行う事項については、1の(1)の表示事項に加え、一次エネルギー消費量を算出した場合にあつては、基準一次エネルギー消費量及び設計一次エネルギー消費量を表示することが望ましい。この場合において、非住宅建築物にあつては基準省令第1

条第1項第1号イの設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により算出された数値から、同令第2条第1項及び第3条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値を、住宅にあつては同令第1条第1項第2号ロ(1)の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により算出された数値から、同令第4条第1項及び第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値を、複合建築物にあつては同令第1条第1項第3号ロ(1)の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法により算出された数値から、同令第2条第1項、第3条第1項及び第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値を延べ床面積で除した数値を表示することとする。

(2) (略)

条第1項第1号イの設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により、住宅にあつては同項第2号ロ(1)の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により、複合建築物にあつては同項第3号ロ(1)の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法によりそれぞれ算出された数値から、基準省令第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値を延べ床面積で除した数値を表示することとする。

(2) (略)

附 則

この告示は、令和元年十一月十六日から施行する。